

別表(第3条関係)

占有物件		単位	占有料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱		1,600円
	第3種電柱		2,200円
	第1種電話柱		930円
	第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		2,100円
	その他の柱類		72円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	10円
	地下電線その他地下に設ける線類		5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつき1 年	480円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円
	郵便差出箱		600円
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき1 年	4,400円
	その他のもの	占有面積1平方 メートルにつき1 年	1,400円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	48円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円
	外径が1メートル以上のもの		950円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方 メートルにつき1 年	1,400円
法第32条第1項第5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて 得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて 得た額
	上空に設ける通路		2,900円
	地下に設ける通路		1,500円
その他のもの		1,400円	
法第32条第1項第6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき1 日	44円

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円
		その他のもの	1本につき1月	440円
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円
		その他のもの		2,200円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円	
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
令第7条第8号及び第9号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額		

(備考)

- 1 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。

- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さ1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該面積若しくは長さ又は当該端数を1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数を1月として計算するものとする。
- 9 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は端数を1月として計算するものとする。